

《記載例》（灰色の塗りつぶし部分は記載不要）

無線局免許（再免許）申請書

提出する日又は投函する日を記載

年 月 日

東海総合通信局 殿（注1）

【免許申請手数料額：収入印紙】

（割印は行わず重ならないように貼付）

最大空中線電力 50 ワット以下：4,300 円

最大空中線電力 50 ワット超：8,100 円

収入印紙貼付欄
（注2）

電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

（注3）

記（注4）

- ・ 社団局の場合は社団名と代表者氏名を記載
- ・ 押印は不要

- ・ 申請者が外国人である場合は国籍及び日本における居住地を記載
- ・ 社団局の場合は事務所の住所を記載

1 申請者（注5）

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (○○○—○○○○) ○○○○○○○○○○○○
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ○○○○ ○○○○ ○○○ ○○○
法人番号	

2 電波法第5条に規定する欠格事由（注6）

開設しようとする無線局	無線局の種類（法第5条第2項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない
相対的欠格事由	処分歴等（同条第3項）	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

- ・ 電波法に規定する罪を犯し罰金刑以上の刑に処せられた場合は、その執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日（罰金刑の場合は罰金を納付した日）から2年を経過していれば「無」に、経過していなければ「有」に
- ・ 電波法に規定する罪を犯し罰金刑以上の刑に処されていない場合は「無」に

3 免許又は再免許に関する事項（注7）

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 1局
② 識別信号	
③ 免許の番号	免許の有効期間を最大の5年間としたい場合は記載不要、それ以外は希望年月日を記載
④ 免許の年月日	
⑤ 希望する免許の有効期間	
⑥ 備考	

2の処分歴等が「有」の場合はその内容を記載

4 電波利用料（注8）

① 電波利用料の前納（注9）

電波利用料の前納の申出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
電波利用料の前納に係る期間	<input checked="" type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します（電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。）。 <input type="checkbox"/> その他（ 年）

「有」とした場合は発行される電波利用料の納入告知書にて、次の前納に係る期間で希望した期間分の納付を一度に行えます

② 電波利用料納入告知書送付先（注10の場合に限る。）（注10）

<input type="checkbox"/>	前納の申出を「 <input checked="" type="checkbox"/> 無」とした場合は記載しないでください
住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 ()
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ 申請者と異なる場合に氏名を記載
電話番号	〇〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇 ← 平日の日中に繋がる電話番号を記載
電子メールアドレス	

《送付先》

〒461-8795

名古屋市東区白壁1-15-1

東海総合通信局 陸上課 アマチュア局担当

※無線局免許状を郵送するため、住所・氏名を記載し切手を貼付した返信用封筒を添付してください。（封筒サイズの指定はありませんが、折りたたまない免許状を希望する場合は、A5サイズ以上の封筒を添付してください。）